

行政評価シート(事後評価)

コード (66) 6-5-3	事務事業名 基本健康診査事業	所管部課 市民部健康年金課(旧保健福祉部健康推進課)
-------------------	-------------------	-------------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	健康診査は、心臓病、脳卒中等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の疑いのある者又は危険因子をもつ者を拾い出しをするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、また、医療機関への受診を指導することによって、健康についての認識と自覚の高揚を図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等	
	事業内容 1.基本健康診査 2.歯周疾患検診 3.成人歯科健康診査 実施方法 1.基本健康診査 18歳～39歳集団健診 40～64歳集団と個別の選択性 65歳以上個別 2.歯周疾患検診 40・50・55・60・70歳 3.成人歯科健康診査 18歳以上で歯周疾患検診対象者除く	
事業開始時期	57 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

事業費データ	項目	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	事業費(A)		千円	379,450	403,553	465,589
財源	国庫支出金・都支出金		141,655	136,539	168,156	145,802
	地方債					
	その他 ( )					
内訳	一般財源		237,795	267,014	297,433	263,017
所要人員(B)	人		0.60	0.60	0.60	0.60
人件費(C)=平均給与×(B)	千円		4,997	4,911	4,897	4,897
臨時職員等賃金(C')	千円		1,531	1,616	1,755	2,804
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円		385,978	410,080	472,241	416,520
単位当たりコスト						
(E)=(D) / ( 受診人数 )	千円		13.7	14.0	14.2	14.7

評価指標の設定	活動等指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	
	集団健診実施延べ日数	実績値	日	18	21	16	16
個別健診実施延べ月数	実績値	月	3	3	8	8	
(指標の説明・数値変化の理由 など)							
活動指標 の集団健診実施延べ日数は、18歳～64歳の集団基本健康診査の実施日数とした。							
活動指標 の個別健診実施延べ月数は、個別で実施している基本健康診査、成人歯科健康診査及び歯周疾患検診の実施月数の合計とした。							
成果指標	単位	16年度	17年度	18年度	19年度		
	実績値	人	28,077	29,333	33,235	28,350	
一次	受診人数						
	基本健康診査受診率	実績値	%	63.6	65.1	83.6	-
二次	市民の健康感の向上	目標値					
		実績値					
(指標の説明・数値変化の理由 など)							
成果指標 の受診人数は、基本健康診査、成人歯科健康診査及び歯周疾患検診の受診者数の合計とした。							
成果指標 の受診率は、老人保健法に基づく基本健康診査の対象者である40歳以上の受診率とした。積算方法は受診者数 / 当該年度4月1日現在40歳以上人口 × 基本健康診査対象者率							

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 人間ドック(国保)

コード (66) 6-5-3	事務事業名 基本健康診査事業	所管部課 市民部健康年金課(旧保健福祉部健康推進課)
-------------------	-------------------	-------------------------------

### 【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充	<p>【基本健康診査について】 平成20年度に国の医療制度改革の一環として、40歳以上の方全員を対象に特定健診が実施されることとなり、これにより老人保健法で行ってきた基本健康診査が廃止されることになる。本市では、老人保健法40歳以上の方のほか市独自健診として、18歳～39歳の方の健診も実施しており、今後20年度以降の市独自健診のあり方が課題となる。</p> <p>【成人歯科健康診査、歯周疾患検診について】 歯周疾患検診は老人保健法、成人歯科健康診査は市独自健診として実施している。これも老人保健法が廃止され、健康増進法に移行される予定で、平成20年度移行について、歯科健診のあり方が課題となる。</p> <p>以上により、制度改正により大幅な見直しが行われるので、平成19年度中ごろまでに課題を整理し、市独自健診の方向性を決める必要がある。</p>
事業の必要性	2		<input type="checkbox"/> 継続実施	
事業主体の妥当性	2		<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
直接のサービスの相手方	2		<input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し	
事業内容等の適切さ	2		<input type="checkbox"/> 休止	
受益者負担の適切さ	2		<input type="checkbox"/> 廃止	
市民ニーズの把握	2			

### 【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充	<p>国の医療制度改革の一環として、老人保健法に基づく基本健康診査に代わり、40歳以上を対象とする特定健診が実施される予定となっている。また、歯科健診事業についても同様に、健康増進法に移行する予定であり、総じて、本市の健診事業のあり方を検討する時期を迎えている。生活習慣病の疾病状況、発病時期なども参考にしながら、40歳未満の基本健診等、市独自の健診のあり方と妥当性について検討すべきである。また、短中期的には、受益者負担についても検討すべきである。</p>
事業の必要性	2		<input type="checkbox"/> 継続実施	
事業主体の妥当性	2		<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
直接のサービスの相手方	2		<input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し	
事業内容等の適切さ	2		<input type="checkbox"/> 休止	
受益者負担の適切さ	2		<input type="checkbox"/> 廃止	
市民ニーズの把握	2			

### 【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>国の医療制度改革に伴い、健診事業のあり方を見直す時期にきている。本市の健診事業についても医療制度改革に伴う制度構築の中で見直しを進めていく必要がある。</p>